

# DCブレイク

## ～皆さまから寄せられたご質問への回答より～

メルマガでは現在、確定拠出年金制度におけるご質問を募集しております。

そこで皆様から寄せられたご質問と回答を紹介してまいります。

今回は、確定拠出年金（ここではiDeCoを想定）の障害給付金を受給できるのは

- ① iDeCo加入後に所定の障害状態になったときのみ
  - ② iDeCo加入前に障害状態になった場合も含めて、所定の障害状態であるとき
- ①、②のどちらか、というご質問です。

「DCPのための法令 再確認!」の担当者に解説してもらいました。

### 【結論】

確定拠出年金の障害給付金は、所定の障害の状態であれば、75歳に達する日の前日までの間は、いつでも請求することができます。従って②のようにiDeCo加入前に所定の障害状態になった場合でも受給可能です。

### 【解説】

まず、次の条文を見てみましょう。

企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であった者（…）が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（…）について…（…「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（…「障害認定日」という。）から七十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に個人型記録関連運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができる。

これは、確定拠出年金法第37条第1項を同法73条及び同法施行令第37条により個人型年金の障害給付金に読み替えたものです（一部省略）。

非常に長い文章ですが、要約すると「加入者又は加入者であった者が、傷病により障害認定日から75歳に達する日の前日までの間に所定の障害の状態になった場合は、その期間内に障害給付金を請求できる」ということが定められています。

この規定が公的年金の障害年金の規定と大きく異なるのは、初診日要件が設けられていないことです。例えば、障害基礎年金では国民年金法第37条により、次のように初診日に被保険者であること等が要件となっています。

障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、…初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、…（…「障害認定日」という。）において、…次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。

これに対し、確定拠出年金の障害給付金では、前掲のとおり初診日要件はありません。つまり、加入前の傷病による障害も対象になるということです。法令解釈の第7でも、次のように記載されています。

確定拠出年金運営管理機関等は、加入者等から障害給付金の給付の裁定の請求が行われた場合において、当該加入者が次に掲げる者であることを確認したときは、障害給付金の支給を行っても差し支えないこと。

- (1) 障害基礎年金の受給者
- (2) 身体障害者手帳（1級から3級までの者に限る）の交付を受けた者
- (3) 療育手帳（重度の者に限る）の交付を受けた者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳（1級及び2級の者に限る）の交付を受けた者。

このように確定拠出年金と公的年金で取扱いが異なる要因としては、確定拠出年金ではいずれの給付も個人別管理資産を取り崩して受給するという点が挙げられます。障害給付金も公的年金とは異なり、障害等級によって給付額が変わるものではなく、また最低額が保証されることもありません。

確定拠出年金では、どのような場合に個人別管理資産を引き出せるのか、といった観点で支給要件が定められていると捉えると、加入前に障害状態になった場合も障害給付金の対象となることも、納得と言えるでしょう。